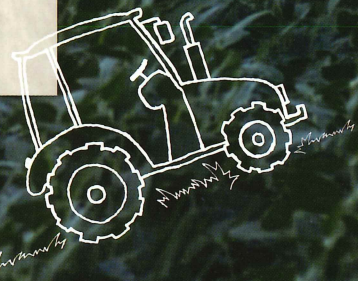
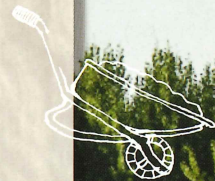
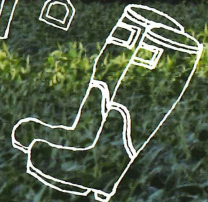
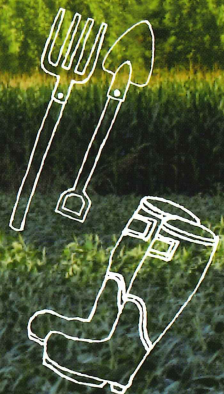
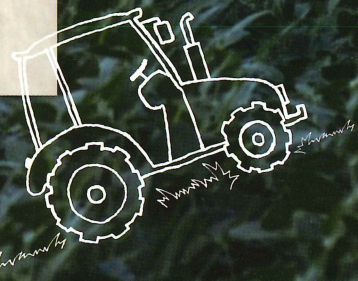


相続未登記の農地の 貸借ができる

ようになりました。

相続未登記の農地を管理している人などが、農業の担い手へ農地を貸すことができるようになりました。

※市街化区域以外が対象です



町村や農業委員会にご相談ください

管理している相続未登記の農地を農業者などに貸したいときは、まず町村役場に申し出を行います。申し出を受けた町村は農業委員会に、不確知共有者の探索を要請し、農業委員会は共有者を探索します。探索の結果、①共有者が判明しないとき、②知り得る共有者が貸借に同意したときは、6ヶ月の公示を経て、農地中間管理機構を通じて、農業の担い手などに農地の貸し付けを行います。なお、申し出者は、あらかじめ①賃料の有無や②賃料を受け取る者等を決めておきます。



相続未登記の農地とは?

農地の所有者(登記名義人)が死亡した際に、登記をそのままにしておくと、その農地は相続人全員の共有となります。その後、相続が繰り返されると、共有者が増えていくことになります。

これまでは、このような農地を貸すことは困難でしたが、2018年11月に新たな措置が創設され、手続きが進めば貸すことができるようになりました。

